

商品概要説明書

フリーローン

(平成 29 年 4 月 3 日現在)

商品名	フリーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ J A の組合員の方。 ○ お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終返済時の年齢が満 76 歳未満の方。 ○ 原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○ 原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○ 居住年数 1 年以上の方。ただし、居住年数 1 年未満であっても自己住宅に居住の方、または勤続（営業）年数 3 年以上の方はご利用可能です。 ○ J A との間で取引実績のある方。 ○ J A が指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活に必要とする一切の資金（本人またはその家族が所有する空き家解体資金およびその諸費用を含む）とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます。 ○ 資金使途によって期間指定があります。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10 万円以上 200 万円以内（空き家解体資金（諸費用を含む）の場合は 10 万円以上 500 万円以内）、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、資金使途により異なります。 ・ 結婚 200 万円 ・ 出産 50 万円 ・ 旅行 100 万円 ・ 耐久消費財 200 万円 ・ 医療 100 万円 ・ 生活資金 50 万円
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として 6 か月以上 5 年以内とします。なお、J A 住宅ローンをご利用いただいている方は、6 か月以上 7 年以内、資金使途が空き家解体資金（諸費用を含む）の場合は、6 か月以上 10 年以内とします。 ・ 結婚 5 年（J A 住宅ローン借入者の方 7 年） ・ 出産 3 年（J A 住宅ローン借入者の方 5 年） ・ 旅行 5 年（J A 住宅ローン借入者の方 7 年） ・ 耐久消費財 5 年（J A 住宅ローン借入者の方 7 年） ・ 医療 5 年（J A 住宅ローン借入者の方 7 年） ・ 生活資金 3 年（J A 住宅ローン借入者の方 5 年）
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p>

	○利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります）、ボーナス併用返済方式（毎月返済方式に加え年2回のボーナス月に増額して返済する方式。ボーナス返済による返済元金総額は、お借入金額の40%以内です）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○J Aが指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年1.60%です。
手数料	手数料はJ Aによって異なります。 <ul style="list-style-type: none"> ・融資実行手数料・・・・・・・・・・ 無料 ・一部繰上返済手数料・・・・・・・・・・ 最大 3,240円 ・全部繰上返済手数料・・・・・・・・・・ 最大 3,240円 ・条件変更手数料・・・・・・・・・・ 最大 5,400円
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、広島県農業協同組合中央会が設置・運営する広島県J Aバンク相談所（電話：082-545-1601）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、広島県J Aバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他	○お申込みの際は、J AおよびJ Aが指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。
お問い合わせ窓口	○詳しくは、お近くのJ A窓口もしくは下記へお問い合わせください。

J A広島市	0120-850-114	J A芸南	0846-45-1243	J A広島北部	0826-42-0644
J A 呉	0823-24-3132	J A広島ゆたか	0823-66-3710	J A三次	0824-63-9926
J A安芸	082-822-6212	J A三原	0848-63-3436	J A庄原	0824-72-0382
J A佐伯中央	0829-39-3213	J A尾道市	0848-23-3323		
J A広島中央	082-422-2167	J A福山市	084-924-2372		

※苦情処理措置および紛争解決措置にかかる連絡先

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融管理部 融資管理課	082-831-5922
呉	信用部	0823-24-3132
安芸	金融共済部 融資審査健全課	082-822-6212
佐伯中央	リスク管理課	0829-30-1500
広島中央	総務部 リスク管理課	082-422-6168
芸南	総務部	0846-45-1240
広島ゆたか	金融課	0823-66-3710
三原	リスク管理室	0848-63-3480
尾道市	総合企画部 企画課	0848-23-3331
福山市	融資部	084-924-2372
広島北部	金融共済部 融資審査課	0826-42-0644
三次	金融共済部 融資課	0824-63-9922
庄原	金融共済部	0824-72-0382
広島信連	融資センター 融資推進課	082-248-9527

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600